

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（国土交通省観光庁観光戦略課）

制 度 名	外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充											
税 目	消費税											
要 望 の 内 容	<p><b>【制度の概要】</b> 消費税法第 8 条に基づき、輸出物品販売場（以下「消費税免税店」という。）において、外国人旅行者などの非居住者に対して、特定の物品を一定の方法で販売する場合には消費税が免除される。</p> <p><b>【要望の内容】</b> 既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において、簡素な手続きにより免税販売することを認める措置を講ずる。</p> <p><b>【関係条文】</b> 消費税法第 8 条 消費税法施行令第 18 条 消費税法施行規則第 6 条～第 10 条</p>	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ —</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ —</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）	（改正増減収額）	（ —	百万円）	
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（ —	百万円）										
（改正増減収額）	（ —	百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 地域の特産品等の販売機会を増やし、外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成 26 年 10 月の免税対象品目拡大、平成 27 年 4 月の免税手続カウンター制度導入、平成 28 年 5 月の免税販売の対象となる最低購入金額の引下げ、平成 30 年 7 月の一般物品と消耗品の購入下限額の合算判定追加により全国に消費税免税店が拡大しているところ、本措置を講ずることにより、外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図っていく必要がある。</p>											

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：20 観光立国を推進する
		政策の達成目標	「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）及びそれを踏まえた「観光立国推進基本計画」（平成 29 年 3 月 28 日閣議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 2020 年 8 兆円、2030 年 15 兆円 ・地方における消費税免税店数 2018 年に 2 万店規模へ増加させる
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）及びそれを踏まえた「観光立国推進基本計画」（平成 29 年 3 月 28 日閣議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 2020 年 8 兆円、2030 年 15 兆円 ・地方における消費税免税店数 2018 年に 2 万店規模へ増加させる
		政策目標の達成状況	・訪日外国人旅行消費額 2017 年：4 兆 4,162 億円（前年比 17.8%増） ・地方における消費税免税店数 2018 年 4 月 1 日時点 17,118 店（前年比 9.7%増、全国で 44,646 店）
	有効性	要望の措置の適用見込み	—

	要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	本措置を講ずることにより、外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加が図られる。
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	地域の特産品等の販売機会を増やし、外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図るためには、本措置を講ずることが妥当である。
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	2013年：5,777店（2014年4月1日時点） 2014年：18,779店（2015年4月1日時点） 2015年：35,202店（2016年4月1日時点） 2016年：40,532店（2017年4月1日時点） 2017年：44,646店（2018年4月1日時点）
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	○免税対象品目の拡大・手続簡素化（平成26年10月開始） 免税対象品目の拡大・手続簡素化により、外国人旅行消費額の大幅な拡大、消費税免税店の拡大に繋がった。 ○免税手続カウンター制度の開始（平成27年4月開始） 免税手続カウンター制度が開始され、商店街、ショッピングセンターにおける店舗の免税手続きの負担が大幅に軽減された。 ○免税販売の対象となる最低購入金額の引下げ（平成28年5月開始） 免税販売の対象となる最低購入金額の引下げにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。 ○「一般物品」と「消耗品」の合算（平成30年7月開始） 一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とすることにより、地方も含めた外国人旅行消費額を拡大した。

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）及びそれを踏まえた「観光立国推進基本計画」（平成 29 年 3 月 28 日閣議決定）における目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪日外国人旅行消費額 2020 年 8 兆円、2030 年 15 兆円</li> <li>・ 地方における消費税免税店数 2018 年に 2 万店規模へ増加させる</li> </ul>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪日外国人旅行消費額 2017 年：4 兆 4,162 億円</li> <li>・ 地方における消費税免税店数 2018 年 4 月 1 日時点 17,118 店</li> </ul> <p>2017 年の「訪日外国人旅行消費額」は 4 兆 4,162 億円となり、前年比 17.8%増、また「地方における消費税免税店数」は 2018 年 4 月 1 日時点で 17,118 店となり、前年比 9.7%増といずれも過去最高となった。</p> <p>平成 26 年度拡充 「外国人旅行者向け消費税免税制度に係る対象品目の拡大及び手続の簡素化」を要望し、以下を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 免税対象品目の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類等も含め、一定の条件の下、全ての品目を免税対象品目とする。</li> </ul> </li> <li>○ 免税手続の簡素化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 購入記録票等の様式の弾力化及び手続の簡素化を行う。</li> </ul> </li> </ul> <p>平成 27 年度拡充 「地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大（商店街等）」を要望し、以下を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 免税手続きの第三者への委託を可能とし、商店街・物産センター等において、免税手続きの一括カウンター設置を実現。 併せて、一括カウンターでは店舗を超えて購入金額の合算を認める（ただし、一般物品と消耗品は区別）。</li> </ul> <p>平成 28 年度拡充 「地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充」を要望し、以下を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般物品の免税販売の対象となる最低購入金額を「10,000 円超」から「5,000 円以上」へ引下げるとともに、免税対象物品を消費税免税店から一定の運送事業者を利用して海外の自宅や空港等へ直送する場合の手続きの簡素化等を行う。</li> </ul> <p>平成 30 年度拡充 「外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充」「外国人旅行者向け免税制度における手続の電子化」を要望し、以下を決定した。</p>
	<p>これまでの要望経緯</p>	

	<ul style="list-style-type: none"><li>○一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とする。</li><li>○現行の紙による免税販売手続き（購入記録票のパスポートへの貼付・割印）を廃止し、免税販売手続きを電子化する。</li></ul>
--	---